

宣 誓 書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

氏 名

私は、政治資金規正法第19条の18第2項各号のいずれにも該当する者でないことを誓います。

～参照～

政治資金規正法

（登録）

第19条の18 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

- 一 弁護士
- 二 公認会計士
- 三 税理士

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

- 一 第26条の6又は第26条の7の罪を犯し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなく
なつた日から3年を経過しない者
 - 二 第19条の22第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
 - 三 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
-